

航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等  
の調達に係る談合事案に関する調査報告書

( 参 考 資 料 )

平成22年12月14日

防衛省

## 別添資料 目次

- 別添資料第 1 航空自衛隊第 1 補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員会設置要綱について（通達）
- 別添資料第 2 防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について
- 別添資料第 3 防衛省航空自衛隊が発注する什器類に係る入札談合等関与行為の改善措置について
- 別添資料第 4 防衛省の調達業務に係る入札談合等関与行為の防止について（要請）
- 別添資料第 5 （株）イトーキほか 5 社に対する指名停止の措置について
- 別添資料第 6 「航空自衛隊第 1 補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員会開催実績」について
- 別添資料第 7 オフィス家具等の調達に係る談合事案関連企業への再就職状況
- 別添資料第 8 予算執行業務平準化の推進について（通達）（登録外報告）
- 別添資料第 9 調達要求件数の推移（歳出）
- 別添資料第 10 A B 表（イメージ）
- 別添資料第 11 17 年度以降の実際の業務の流れ（部隊要望から契約）概念図
- 別添資料第 12 部隊等名：飛行開発実験団修理隊
- 別添資料第 13 第 1 補給処におけるオフィス家具等の調達に係る契約関係資料の分析
- 別添資料第 14 省内各機関におけるオフィス家具等に係る契約状況

別添資料第 1

大臣官房長  
各局長  
衛生監  
技術監  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長

防経装第 2 4 1 8 号  
2 2 . 3 . 5  
一部改正 防経装第 3 6 7 9 号  
2 2 . 3 . 3 0  
一部改正 防経装第 5 2 7 0 号  
2 2 . 4 . 2 0

事務次官

航空自衛隊第 1 補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員会設置要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙

航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事  
案調査・検討委員会設置要綱

(設置)

- 第1 航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の事務用品談合事案について調査し、必要な措置を検討するため、航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

- 第2 委員会は、委員長及び次に掲げる委員で構成する。

委員長 楠田防衛大臣政務官

副委員長 事務次官

委員 官房長、人事教育局長、経理装備局長、総合取得改革の推進に関することを総括整理する審議官、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛監察監

有識者委員 自衛隊員倫理審査会会長、防衛人事審議会会長及び防衛調達審議会会長

- 2 委員長は、必要に応じて、上記委員以外の関係者に出席を求めることができる。

(運営)

- 第3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

3 委員長は、調査又は検討のため必要があると認めるときは、関係部局に対し、資料の提出その他の協力を求めることができる。

4 前項の要求があった場合には、関係部局は、これに応じ協力するものとする。

(調査チーム)

- 第4 委員会の下に、委員である審議官を長とする調査チームを置く。

2 調査チームは、委員会に付議する事項に関し、あらかじめ審議を行う。

3 調査チーム長は、調査又は検討のため必要があると認めるときは、関係部局に対し、資料の提出その他の協力を求めることができる。

4 前項の要求があった場合には、関係部局は、これに応じ協力するものとする。

(庶務)

第5 委員会及び調査チームの庶務は、経理装備局装備政策課が処理する。

(委任規定)

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は事務次官が、調査チームの運営に関し必要な事項（調査チーム員の指定を含む。）は調査チーム長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月5日から施行する。

防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らに対する  
排除措置命令、課徴金納付命令等について

平成22年3月30日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、後記第1のとおり、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

また、前記違反行為に関し、後記第2のとおり、防衛省航空自衛隊第一補給処（以下「第一補給処」という。）の職員による入札談合等関与行為が認められたため、本日、防衛大臣に対し、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、改善措置要求を行った。

さらに、公正取引委員会は、本日、防衛省に対し、同省の調達業務に関わる職員に、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底するとともに、入札の実態について再点検し、必要な場合には改善を行うなど再発防止のための所要の措置を講じるよう要請した。

第1 排除措置命令及び課徴金納付命令について

1 違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者並びに課徴金額

事業者	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
株式会社イトーキ	大阪市城東区今福東一丁目4番12号	代表取締役 松井 正	○	1億2857万円
株式会社内田洋行	東京都中央区新川二丁目4番7号	代表取締役 柏原 孝	○	9127万円
プラス株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	代表取締役 今泉 公二	○	7671万円
株式会社ライオン事務器	大阪府東大阪市長田中三丁目5番44号	代表取締役 桑原 能章	○	6490万円
株式会社岡村製作所	横浜市西区北幸二丁目7番18号	代表取締役 久松 一良	○	1371万円
コクヨファニチャー株式会社	大阪市東成区大今里南六丁目1番1号	代表取締役 黒田 英邦	—	—
合 計				3億7516万円

（注1）表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の名あて人であることを示している。

（注2）表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者であることを示している。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第二審査上席  
電話 03-3581-3335（直通）  
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

## 2 違反行為の概要

株式会社イトーキ、株式会社内田洋行、プラス株式会社、株式会社ライオン事務器及び株式会社岡村製作所の5社（以下「5社」という。）並びにコクヨファニチャー株式会社の6社（以下「6社」という。）は、遅くとも平成17年11月30日以降、共同して、防衛省航空自衛隊発注の特定什器類<sup>(注3)</sup>について、発注者の意向を受けて納入予定メーカーを決定し、自ら受注し又は自社製品を取り扱う別紙記載の販売業者に受注させることによって、納入予定メーカーが納入できるようにすることにより、公共の利益に反して、防衛省航空自衛隊発注の特定什器類の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注3) 防衛省航空自衛隊が第一補給処において、一般競争入札の方法により、仕様書の調達品目表に6社又はそのいずれかのみ製品の型番を並べて記載した同等品リスト（仕様書に記載すべき形状、寸法等の規格の指定に代えて調達品目表に添付されるリストであって、調達対象製品についてメーカーごとの型番を同等の製品の型番として並べて記載したものをいう。）を用いて発注する什器類（納入時に設置工事、組立加工等の役務を要する場合は当該役務を含む。）をいう。

## 3 排除措置命令の概要

- (1) 5社は、それぞれ、前記2の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、防衛省航空自衛隊が第一補給処において発注する什器類について、納入予定メーカーを決定せず、各社がそれぞれ自主的に営業活動を行う旨を、取締役会において決議しなければならない。
- (2) 5社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く4社並びに自社製品を取り扱う別紙記載の販売業者及び第一補給処に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 5社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、防衛省航空自衛隊が第一補給処において発注する什器類について、納入予定メーカーを決定してはならない。
- (4) 5社は、今後、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

ア 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定

イ 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての、防衛省航空自衛隊が発注する什器類の営業担当者に対する定期的な研修及び業務担当者による定期的な監査

## 4 課徴金納付命令の概要

5社は、平成22年7月1日までに、それぞれ前記1の表の「課徴金額」欄記載の額（総額3億7516万円）を支払わなければならない。

## 第2 防衛大臣に対する改善措置要求について

### 1 入札談合等関与行為の概要

前記第1の2の違反行為に関し、第一補給処の資材計画部資材計画課長は、平成17年度から平成20年度までの間、予算の執行余剰分で調達する物品を対象に、処長、副処長又は資材計画部長の了解の下、過去の取引実績や防衛省航空自衛隊の退職者の在籍状況等を考慮し、調達に係る事業者別の目標（以下「調達要求目標」という。）を定め、資材計画課の各班長に対し、調達要求目標を達成するよう指示等をしてきた。また、資材計画課で什器類の調達を担当する需品班及び基地器材班は、平成17年度から平成20年度までの間（基地

器材班においては平成18年度から平成20年度までの間、調達要求目標が達成できるよう、6社に対し、第一補給処が調達を希望するメーカーについての意向を示し、これにより、6社に入札談合を行わせていた。

## 2 関係法条及び改善措置要求等

第一補給処の職員による前記1の行為は、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第1号（事業者に入札談合を行わせること）及び第2号（契約相手の意向の教示）に該当し、同法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

なお、防衛省が、第一補給処が実施する什器類の入札を対象として行った防衛監察本部による防衛監察の結果を公正取引委員会に対し平成21年5月28日付けで通報する前に、第一補給処の職員が関係事業者に対して防衛監察本部による防衛監察の内容及び公正取引委員会への通報の予定を漏えいしていた事実等が認められた。

よって、公正取引委員会は、防衛大臣に対し、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、今後、前記1の行為と同様の行為が生じないように、防衛省航空自衛隊発注の特定什器類について、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めた。また、防衛大臣に対し、この求めに応じて同条第4項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について、同条第6項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求めた。

さらに、会計検査院に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から、防衛大臣に対して改善措置を講じるよう求めた旨の通知を行った。

## 第3 防衛省に対する要請について

公正取引委員会は、これまでも防衛省に対し、同省の職員が行っていた入札業務に係る問題点を指摘し、再発防止のための改善措置を講じるよう繰り返し求めるなどしてきた。しかしながら、本件審査過程において、前記第2の1の事実に加え、什器類以外の物品についても、競争入札に付しているにもかかわらず過去の取引実績や防衛省航空自衛隊の退職者の在籍状況等を考慮してあらかじめ調達要求目標を定めるなど、入札談合等関与行為防止法上の問題につながりかねない事実も認められた。

これらを踏まえ、公正取引委員会は、防衛省に対し、同省の調達業務に関わる職員に、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底するとともに、入札の実態について再点検し、必要な場合には改善を行うなど再発防止のための所要の措置を講じるよう要請した。

## 6社が提携する販売業者

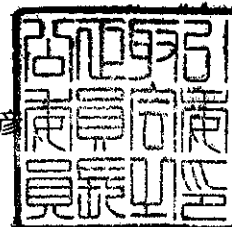
6社	提携する販売業者	
	商号	本店の所在地
株式会社イトーキ	株式会社マエショウ	東京都北区赤羽二丁目9番5-803号
株式会社内田洋行	株式会社ホチエンタープライズ	神奈川県横須賀市日の出町一丁目12番地小林ビル2F
プラス株式会社	新興商事株式会社	東京都墨田区江東橋三丁目13番1号
株式会社ライオン事務器	株式会社サンワブロードビジネス	横浜市港南区上大岡西二丁目13番7号
株式会社岡村製作所 コクヨファニチャー株式会社	株式会社文祥堂	東京都中央区銀座三丁目4番12号



公 審 第 9 9 号  
平成 2 2 年 3 月 3 0 日

防衛大臣  
北澤 俊美 殿

公正取引委員会  
代表者 委員長 竹島 一彦



防衛省航空自衛隊が発注する什器類に係る入札談合等関与行為の改善措置について

- 1 公正取引委員会は、防衛省航空自衛隊（平成19年1月8日以前は防衛庁航空自衛隊をいう。以下同じ。）が発注する什器類の製造業者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の規定に基づき審査を行ってきたところ、防衛省航空自衛隊発注の特定什器類（別紙の番号1記載の什器類をいう。以下同じ。）について、製造業者が、共同して、納入予定メーカー（別紙の番号2記載の者をいう。以下同じ。）を決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた行為が認められたので、本日、当該行為が独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、別添排除措置命令書（写し）のとおり、排除措置命令を行った。
- 2 本件において、以下の事実が認められた。
  - (1) 防衛省航空自衛隊第一補給処（平成19年1月8日以前は防衛庁航空自衛隊第一補給処をいう。以下「第一補給処」という。）において物品の調達を担当する資材計画部資材計画課（以下「資材計画課」という。）の課長（以下「資材計画課長」という。）は、平成17年度から平成20年度までの間、年度ごとに、予算の執行余剰分によって調達する物品について、第一補給処の処長、副処長又は資材計画部の部長の了解の下、過去に予算の執行余剰分によって調達した物品の第一補給処との取引実績、防衛省航空自衛隊の退職者の在籍状況等を考慮し、入札を実施する第一補給処東京支処に調達要求を行う上での前提となる調達に係る事業者別の目標（以下「調達要求目標」という。）を定めていた。また、資材計画課長は、資材計画課の各班長に対し、資材計画課における調達要求業務の方針として調達要求目標を周知するとともに、調達要求目標が達成できるよう調達要求を行うことを指示し、各班の調達要求業務を管理して

20  
3143

経理装備局  
22.3.30  
収第 1311 号

経理装備局装備政策課  
公正取引委員会  
22.3.30  
第 189 号



いた。

(2)ア 資材計画課において什器類の調達を担当する資材計画課需品班（以下「需品班」という。）の班長（以下「需品班長」という。）は、平成17年7月ころ、株式会社イトーキ、株式会社内田洋行、プラス株式会社、株式会社ライオン事務器、株式会社岡村製作所及びコクヨファニチャー株式会社の6社の営業担当者に対し、入札に用いる同等品リスト（仕様書に記載すべき形状、寸法等の規格の指定に代えて調達品目表に添付されるリストであって、調達対象製品についてメーカーごとの型番を同等の製品の型番として並べて記載したものをいう。）に載せる型番を選定した並びリスト（第一補給処が調達を希望するメーカーの製品及び当該製品に対応する他社製同等品の型番を並べて記載したものをいう。以下同じ。）の作成を第一補給処が調達を希望するメーカーに依頼する方針を明らかにした。また、需品班長は、平成17年度から平成20年度までの間、前記(1)の指示を受けて、防衛省航空自衛隊発注の特定什器類のうち需品班担当分について、年度ごとに、需品班の担当者に対し、調達要求目標を示した上で、調達要求目標が達成できるよう調達要求を行うことを指示するとともに、需品班における調達要求目標の達成状況を管理していた。


イ 需品班の担当者は、平成17年度から平成20年度までの間、前記アの指示を受けて、調達要求目標が達成できるよう、並びリストの作成を第一補給処が調達を希望するメーカーに依頼した上で、第一補給処東京支処に調達要求を行っていた。

(3)ア 需品班と同様に什器類の調達を担当する資材計画課基地器材班（以下「基地器材班」という。）においても、基地器材班の班長は、平成18年度から平成20年度までの間、前記(1)の指示を受けて、防衛省航空自衛隊発注の特定什器類のうち基地器材班担当分について、年度ごとに、基地器材班の担当者に対し、調達要求目標を示した上で、調達要求目標が達成できるよう調達要求を行うことを指示するとともに、基地器材班における調達要求目標の達成状況を管理していた。

イ 基地器材班の担当者は、平成18年度から平成20年度までの間、前記アの指示を受けて、調達要求目標が達成できるよう、並びリストの作成を第一補給処が調達を希望するメーカーに依頼した上で、第一補給処東京支処に調達要求を行っていた。

3 前記2の事実に基づいて、前記1の製造業者は、別添排除措置命令書（写し）記載の独占禁止法違反行為を行っていた。

4 第一補給処の職員が行っていた前記2の行為は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第2条第5項第1号（事業者又



は事業者団体に入札談合等を行わせること。)及び第2号(契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。)の規定に該当し、入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

なお、防衛省が、第一補給処が実施する什器類の入札を対象として行った防衛監察本部による防衛監察の結果を公正取引委員会に対し平成21年5月28日付けで通報する前に、第一補給処の職員が関係事業者に対して防衛監察本部による防衛監察の内容及び公正取引委員会への通報の予定を漏えいしていた事実が認められた。さらに、関係事業者の一部が第一補給処の職員から前記2の入札談合等関与行為が発覚しないようにするための働きかけを受けた事実が認められた。

- 5 よって、公正取引委員会は、貴殿に対し、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、今後、前記2の行為と同様の行為が生じないよう、防衛省航空自衛隊発注の特定什器類について、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求める。また、この求めに応じて同条第4項の規定に基づき貴殿が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について、同条第6項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知されたい。



別紙

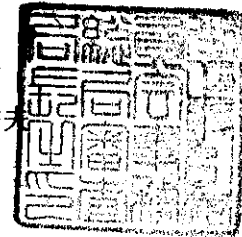
番号	用語	定義
1	防衛省航空自衛隊発注の特定什器類	防衛省航空自衛隊（平成19年1月8日以前は防衛庁航空自衛隊をいう。）が第一補給処において、一般競争入札の方法により、仕様書の調達品目表に株式会社イトーキ、株式会社内田洋行、プラス株式会社、株式会社ライオン事務器、株式会社岡村製作所及びコクヨファニチャー株式会社の6社又はそのいずれかのみ製の製品の型番を並べて記載した同等品リスト（仕様書に記載すべき形状、寸法等の規格の指定に代えて調達品目表に添付されるリストであって、調達対象製品についてメーカーごとの型番を同等の製品の型番として並べて記載したものをいう。）を用いて発注する什器類（納入時に設置工事、組立加工等の役務を要する場合は当該役務を含む。）
2	納入予定メーカー	入札物件を自ら受注し又は提携する販売業者に受注させ、もって自社製什器類を納入すべき者

公 審 第 1 0 0 号  
平成 2 2 年 3 月 3 0 日

防衛省

大臣官房長 金澤 博範 殿

公正取引委員会事務総局  
審査局長 中島 秀夫



防衛省の調達業務に係る入札談合等関与行為の防止について（要請）

- 1 公正取引委員会は、防衛省航空自衛隊（平成19年1月8日以前は防衛庁航空自衛隊をいう。以下同じ。）が発注する什器類の製造業者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の規定に基づき審査を行ってきたところ、防衛省航空自衛隊第一補給処（平成19年1月8日以前は防衛庁航空自衛隊第一補給処をいう。以下「第一補給処」という。）の職員が、平成17年度から平成20年度までの間、年度ごとに
- (1) 過去に予算の執行余剰分によって調達した物品の第一補給処との取引実績、防衛省航空自衛隊の退職者の在籍状況等を考慮し、入札を実施する第一補給処東京支処に調達要求を行う上での前提となる調達に係る事業者別の目標（以下「調達要求目標」という。）を定めていた
  - (2) 防衛省航空自衛隊発注の特定什器類（別紙の番号1記載の什器類をいう。以下同じ。）について、調達要求目標が達成できるよう、入札に用いる同等品リスト（仕様書に記載すべき形状、寸法等の規格の指定に代えて調達品目表に添付されるリストであって、調達対象製品についてメーカーごとの型番を同等の製品の型番として並べて記載したものをいう。）に載せる型番を選定した並びリスト（第一補給処が調達を希望するメーカーの製品及び当該製品に対応する他社製同等品の型番を並べて記載したものをいう。）の作成を第一補給処が調達を希望するメーカーに依頼することにより、株式会社イトーキ、株式会社内田洋行、プラス株式会社、株式会社ライオン事務器、株式会社岡村製作所及びコクヨファニチャー株式会社の6社のいずれを納入すべき者とするかについて意向を示した上で、第一補給処東京支処に調達要求を行っていた
- 事実が認められたので、本日、防衛大臣に対し、当該行為が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14

防衛省  
22.3.30  
収第3142号

経理装備局公正取引委員会  
22.3.30  
収第1312号

経理装備局公正取引委員会  
22.3.30  
第190号



年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。)第2条第5項第1号(事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。)及び第2号(契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。)の規定に該当するものとして、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、別添改善措置要求書(写し)のとおり、改善措置を速やかに講じるよう求めた。

2(1) また、防衛省航空自衛隊発注の特定什器類に限らず、第一補給処は、平成17年度から平成20年度までの間、年度ごとに、前記1(1)記載のとおり、OA機器、コピー機、トナー等第一補給処が予算の執行余剰分によって調達する物品全般について、過去に予算の執行余剰分によって調達した物品の取引実績、防衛省航空自衛隊の退職者の在籍状況等を考慮し、事業者別の調達要求目標をあらかじめ設定し、これに基づき第一補給処東京支処に調達要求を行っていた事実が認められた。

(2) 前記(1)の行為は、第一補給処が予算の執行余剰分によって調達する物品の入札において、第一補給処が調達を希望する事業者に当該物品を受注させる行為の存在を疑わせるものであり、改善措置要求の対象となった防衛省航空自衛隊発注の特定什器類以外の物品についても、入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあるものである。

3 公正取引委員会は、これまでも防衛省(平成19年1月8日以前は防衛庁をいう。以下同じ。)の職員が行っていた入札業務に係る問題点について、その都度、指摘し、公正な競争の確保の観点から再発防止のための改善措置を講じるよう繰り返し求めるなどしてきたところである(平成11年11月17日付け要請(防衛庁調達実施本部が発注する石油製品の入札談合事件に係る要請)、平成16年12月24日付け要請(防衛庁が発注するタイヤ・チューブの入札談合事件に係る要請)、平成19年6月20日付け通知(防衛施設庁が発注する土木・建築工事の入札談合事件に係る通知))。

こうした問題に対し、防衛省としても組織改正を含め対応してきたものと思料するが、それにもかかわらず、依然として前記1及び2の事実が認められ、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容が防衛省の職員に十分に周知されているとはいえない状況にある。

4 よって、公正取引委員会は、防衛省に対し、同省の調達業務に関わる職員に、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底するとともに、入札の実態について再点検し、必要な場合には改善を行うなど再発防止のための所要の措置を講



じるよう要請する。



別紙

番号	用語	定義
1	防衛省航空自衛隊発注の特定什器類	防衛省航空自衛隊（平成19年1月8日以前は防衛庁航空自衛隊をいう。）が第一補給処において、一般競争入札の方法により、仕様書の調達品目表に株式会社イトーキ、株式会社内田洋行、プラス株式会社、株式会社ライオン事務器、株式会社岡村製作所及びコクヨファニチャー株式会社の6社又はそのいずれかのみ製品の型番を並べて記載した同等品リスト（仕様書に記載すべき形状、寸法等の規格の指定に代えて調達品目表に添付されるリストであって、調達対象製品についてメーカーごとの型番を同等の製品の型番として並べて記載したものをいう。）を用いて発注する什器類（納入時に設置工事、組立加工等の役務を要する場合は当該役務を含む。）

## (株) イトーキほか5社に対する指名停止の措置について

昨日、航空自衛隊が発注したオフィス家具等の調達に関し、公正取引委員会が、下表の6社について、独占禁止法第3条違反を認定し、うちコクヨファニチャー（株）を除く5社に対して排除措置命令等がなされことから、防衛省は、平成22年3月30日から以下に示す期間、それぞれ指名停止の措置をとることといたしました。

事業者	指名停止の期間
株式会社イトーキ	12ヵ月
株式会社内田洋行	12ヵ月
プラス株式会社	12ヵ月
株式会社ライオン事務器	12ヵ月
株式会社岡村製作所	12ヵ月
コクヨファニチャー株式会社	6ヵ月

別添資料第6

「航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事案  
調査・検討委員会開催実績」について

	開催日時	議題
第1回	22. 3. 8(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの経緯について</li> <li>・航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品の入札契約状況等について</li> <li>・今後の調査の進め方について</li> </ul>
第2回	22. 3. 30(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公正取引委員会から出された改善措置要求等の概要について</li> <li>・これまでの調査状況について</li> </ul>
第3回	22. 4. 28(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回委員会以降の調査状況について</li> <li>・今後の調査の進め方について</li> </ul>
第4回	22. 6. 2(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回委員会以降の調査状況について</li> <li>・今後の調査の進め方について</li> </ul>
第5回	22. 7. 2(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回委員会以降の調査状況について</li> <li>・今後の調査の進め方について</li> </ul>
第6回	22. 7. 28(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回委員会以降の調査の状況等について</li> <li>・今後の調査の進め方について</li> </ul>
第7回	22. 8. 25(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度概算要求を検討中の再発防止策について</li> <li>・今後の調査・検討の進め方について</li> </ul>
第8回	22. 12. 14(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査報告書(案)について</li> </ul>

オフィス家具等の調達に係る談合事案関連企業への再就職状況

【メーカー6社：18名】

○**オートキ**(7名)

離職時階級	最終官職	防衛省 離職日	企業就職 年月日	企業離職 年月日	役職	離職前5年間に おける第1補給処での勤務歴
*	*	*	平3.4.1	(現職)	*	*
2等空佐	航空自衛隊第3補給処付	平7.2.21	平7.2.22	平14.2.21	*	なし
※1等空佐	航空自衛隊第3術科学校第1教育部長 (防空指揮群付)	平14.3.3	平14.3.4	(現職)	防衛省 担当部長	なし
1等海佐	海上自衛隊補給本部付	平18.10.25	平18.10.26	(現職)	嘱託	なし
※3等空佐	航空自衛隊第4補給処付	平19.8.3	平19.8.4	平21.8.31	防衛省 担当課長	なし
*	*	*	平3.10.2	平14.3.31	*	*
*	*	*	平13.12.1	平18.12.31	*	*

○**内田洋行**(3名)

離職時階級	最終官職	防衛省 離職日	企業就職 年月日	企業離職 年月日	役職	離職前5年間に おける第1補給処での勤務歴
※1等空佐	航空自衛隊航空支援集団司令部	平5.10.1	(不開示)	(不開示)	顧問	なし
※空将補	航空自衛隊第1補給処副処長	平13.4.1	平13.4.21	(不開示)	顧問	平11.4.1～平13.4.1 第1補給処副処長
※空将補	航空自衛隊補給本部情報処理部長	平18.8.4	平18.10.21	(不開示)	顧問	なし

○**プラス**(3名)

離職時階級	最終官職	防衛省 離職日	企業就職 年月日	企業離職 年月日	役職	離職前5年間に おける第1補給処での勤務歴
*	*	*	平12年以前	平14.2.10	*	*
*	*	*	平12.4.21	平19.5.20	*	*
1等空佐	航空自衛隊第3補給処付	平14.1.20	平14.2.1	平22.3.20	顧問	平12.8.1～平13.11.30 第1補給処立川支処長

○**ライオン事務器**(2名)

離職時階級	最終官職	防衛省 離職日	企業就職 年月日	企業離職 年月日	役職	離職前5年間に おける第1補給処での勤務歴
1等空佐	航空自衛隊補給本部会計監査官(付)	平12.8.20	平12.8.21	平19.3.31	顧問	なし
※1等空佐	航空自衛隊補給本部付	平19.2.4	平19.4.1	(現職)	参与	平14.3.25～平16.3.31 第1補給処保管部長

○**四村製作所**(2名)

離職時階級	最終官職	防衛省 離職日	企業就職 年月日	企業離職 年月日	役職	離職前5年間に おける第1補給処での勤務歴
1等陸佐	陸上自衛隊需品学校付	平12.7.22	平12.8	平17.3	顧問	なし
※空将補	航空自衛隊教材整備隊司令	平19.8.1	平19.10.21	(現職)	担当部長	なし

○**コクヨ・フアンチャー**(1名)

離職時階級	最終官職	防衛省 離職日	企業就職 年月日	企業離職 年月日	役職	離職前5年間に おける第1補給処での勤務歴
※1等空佐	防空指揮群付	平15.7.17	平17.1.1	平21.12.31	市場開発 担当部長	平10.7.18～平12.3.31 第1補給処保管部長

・上記の者には、H15.5にコクヨへ再就職を承認済。(コクヨフアンチャー(株)は、コクヨ(株)の分社に伴いH16.4.1に設立(コクヨ(株)のHP))

【販売会社5社:11名】

○機マエシヨウ(3名)

離職時階級	最終官職	防衛省 離職日	企業就職 年・月・日	企業離職 年・月・日	役職	離職前5年間に おける第1補給処での 勤務歴
2等空佐 (航空自衛隊第3補給処)		平7.2.21	H14.3.1	平17.12.31	*	なし
1等空佐 (航空自衛隊補給本部)		平12.3.1	H18.6.1	(現職)	顧問	あり
※3等空佐 (航空自衛隊第4補給処)		平19.8	H21.9	(現職)	*	なし

再々就職  
再々就職

○機ホチエインタープライズ(4名)

離職時階級	最終官職	防衛省 離職日	企業就職 年・月・日	企業離職 年・月・日	役職	離職前5年間に おける第1補給処での 勤務歴
1等空尉 (航空氣象群付)		平17.11.19	平17.11.20	(不開示)	(不開示)	なし
※3等空佐 (航空自衛隊第1補給処立川支処)		平6.12	(不開示)	(不開示)	*	あり
※空将補 (航空自衛隊第1補給処)		平13.4	*	*	営業統括部長	あり
事務官 (海上自衛隊)		*	(不開示)	(不開示)	(不開示)	なし

再々就職

○新興商事機(3名)

離職時階級	最終官職	防衛省 離職日	企業就職 年・月・日	企業離職 年・月・日	役職	離職前5年間に おける第1補給処での 勤務歴
※3等空佐 (第1補給処)		平4.6	(不開示)	(不開示)	(不開示)	あり
1等空佐 (中部航空方面隊司令部)		平10.6	(不開示)	(不開示)	*	なし
※3等空佐 (航空自衛隊補給本部)		平17.12	(不開示)	(不開示)	部長	なし

○機サンプロードビジネス(1名)

離職時階級	最終官職	防衛省 離職日	企業就職 年・月・日	企業離職 年・月・日	役職	離職前5年間に おける第1補給処での 勤務歴
1等空佐 (航空自衛隊補給本部)		平12.8.20	平19.4.1	平22.4.20	顧問	なし

再々就職

○機文祥堂(0名)

離職時階級	最終官職	防衛省 離職日	企業就職 年・月・日	企業離職 年・月・日	役職	離職前5年間に おける第1補給処での 勤務歴

※印は、退職時の特別昇任により当該階級で離職した者を指す。  
 \*印は、企業から当該部分の情報の提供がなかったこと等により確認できなかったもの  
 (不開示)は、企業から提供された情報について公表等を差し控えるよう、条件が付されたもの。

1  
補本計(企)第125号  
17. 3. 2

各補給処長

殿

第1補給処東京支処長

補給本部長

予算執行業務平準化の推進について(通達)(登録外報告)

標記について、別紙により実施されたい。

添付書類：別紙「予算執行業務平準化の推進について」

配布区分：航空幕僚長(会計、装備)、第1補給処立川支処長(補給管理)

分類番号：A-40-031

保存期間：3年

## 予算執行業務平準化の推進について

### 1 主旨

昨今の極めて厳しい人的及び予算的環境にかんがみ、予算執行業務を特定の時期に集中させることなく平準化し、補給処業務の能率向上を図る。

### 2 目的

#### (1) 補給処業務能力の弾力性確保

予算執行業務の先行的実施により第4四半期における業務量の集中を低減し、各種事態や国際平和協力業務等への後方支援所要が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう同時期の人的戦力の弾力性を確保する。

#### (2) 調達の適正性向上

第4四半期に集中している概算契約に係る代金の確定業務を前倒しすることにより、同時期における新規契約に要する十分な時間を確保し、調達の更なる適正化を図る。

### 3 目標

補給処調達における予算示達、調達要求及び契約から成り立つ予算執行業務の漸次前倒しを推進し、現状からおおむね3か月の前倒しを平成19年度末までに完了することにより予算執行業務の平準化を行う。

### 4 平準化施策

前項の目標を達成するため、次の施策を段階的に推進する。

#### (1) 予算執行業務の前倒し

ア 歳出予算については、第1四半期からの予算示達に応じて、調達要求及び契約業務を早期に完了するものとする。

イ 国債予算については、当初計画金額の約9割を第3四半期までに契約完了させるものとする。

#### (2) 柔軟な予算示達

各補給処長（第1補給処長を除く。）及び第1補給処東京支処長は、契約及び精算の進捗状況に応じて柔軟かつ適時に支出負担行為限度額の増（減）額を申請するものとする。

## (3) 納期の前倒し

借上、保守委託、部隊支援上の役務(会社等の技術利用、現地補給処整備)及び部隊編成関連等の特別な場合を除き、納期の設定は次のとおりとする。

ア 歳出契約については、2月末以前とする。

イ 国債契約については、最終納期が12月末以前となるよう最大限努力するものとする。

ウ やむをえずア又はイの時期を越えて納期を設定する場合には、3月中旬以前とする。

## (4) 代金の早期確定

ア 概算契約における納期前の代金確定及び確定契約を積極的に推進する。

イ 概算契約においては、履行完了後であっても1か月以内の代金確定に努め、迅速な支払業務の推進を図るものとする。そのため必要に応じ、直近の経費率等の積極的適用を図るものとする。

ウ 修理契約においては、修理台数の早期確定に努めるとともに、初度検査又は部分検査の結果に基づき修理工数及び部材費の確定を促進するものとする。

## 5 達成状況等の報告

各補給処長は、付紙様式により各月の予算執行業務の達成状況等を報告対象月の翌月15日までに報告(計画部長気付)するものとする(登録外報告)。

補給本部長 殿  
(計画部長気付)

付紙様式

発附番号  
年月日

発附者名

平成 年度予算執行状況報告(監銀外報告)

1. 歳出

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
年度計画額																									
A 予算額																									
B 未達要求金額																									
C 超過要求金額																									
D 契約額																									
E 契約処理済外要求金額																									
F 未契約要求金額																									
G 未達残額																									

(単位:千円)

2 国債

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年度計画額																								
示遵額	A																							
未達要求金額	B																							
開通要求金額	C																							
契約額	D																							
契約処理済み要求金額	E																							
未契約要求金額	F=C-E																							
未達残額	G=B-D																							

(単位:千円)

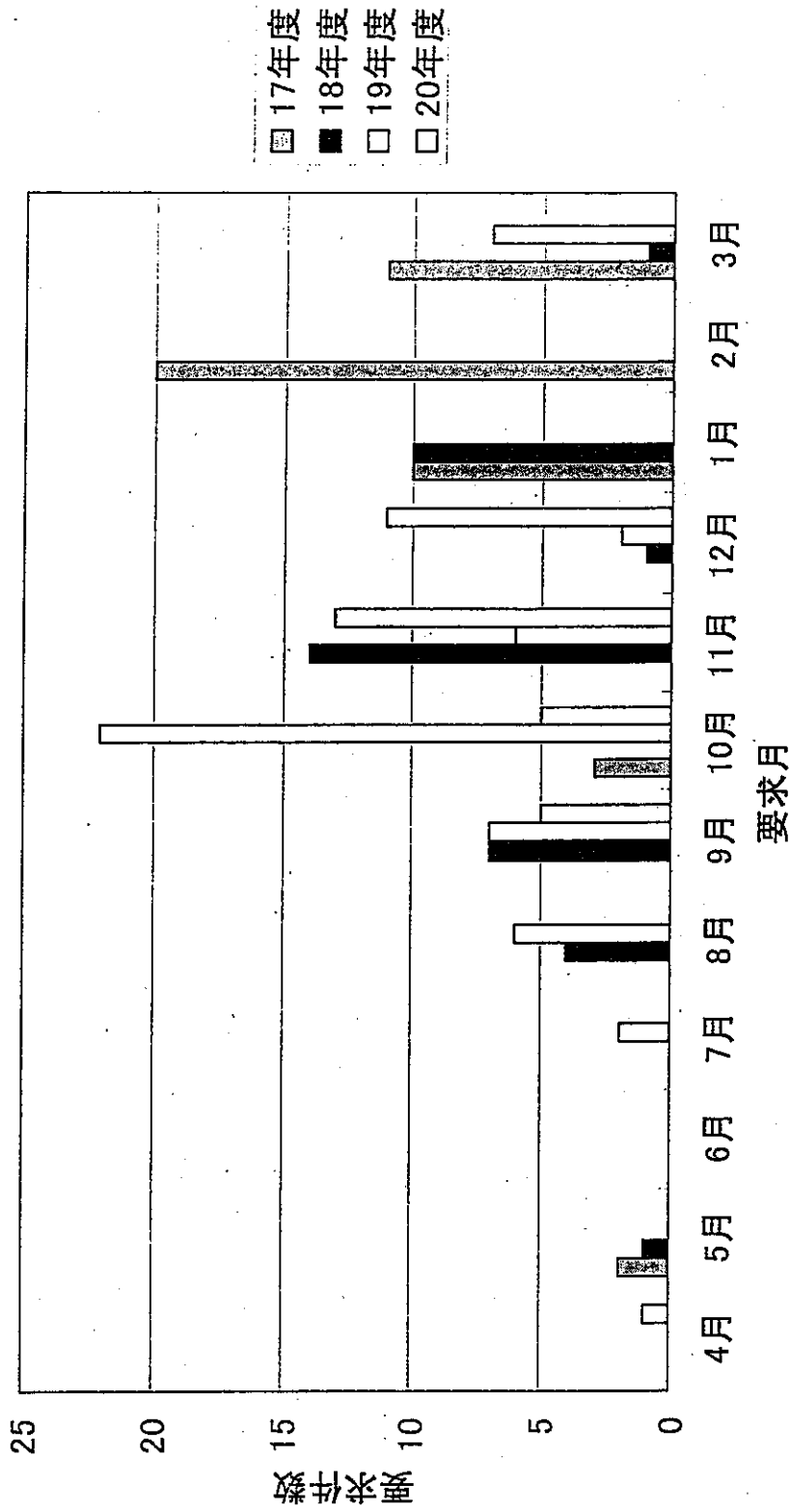
3 精算

概算契約額 未精算額	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
A																								
B																								

(単位:千円)

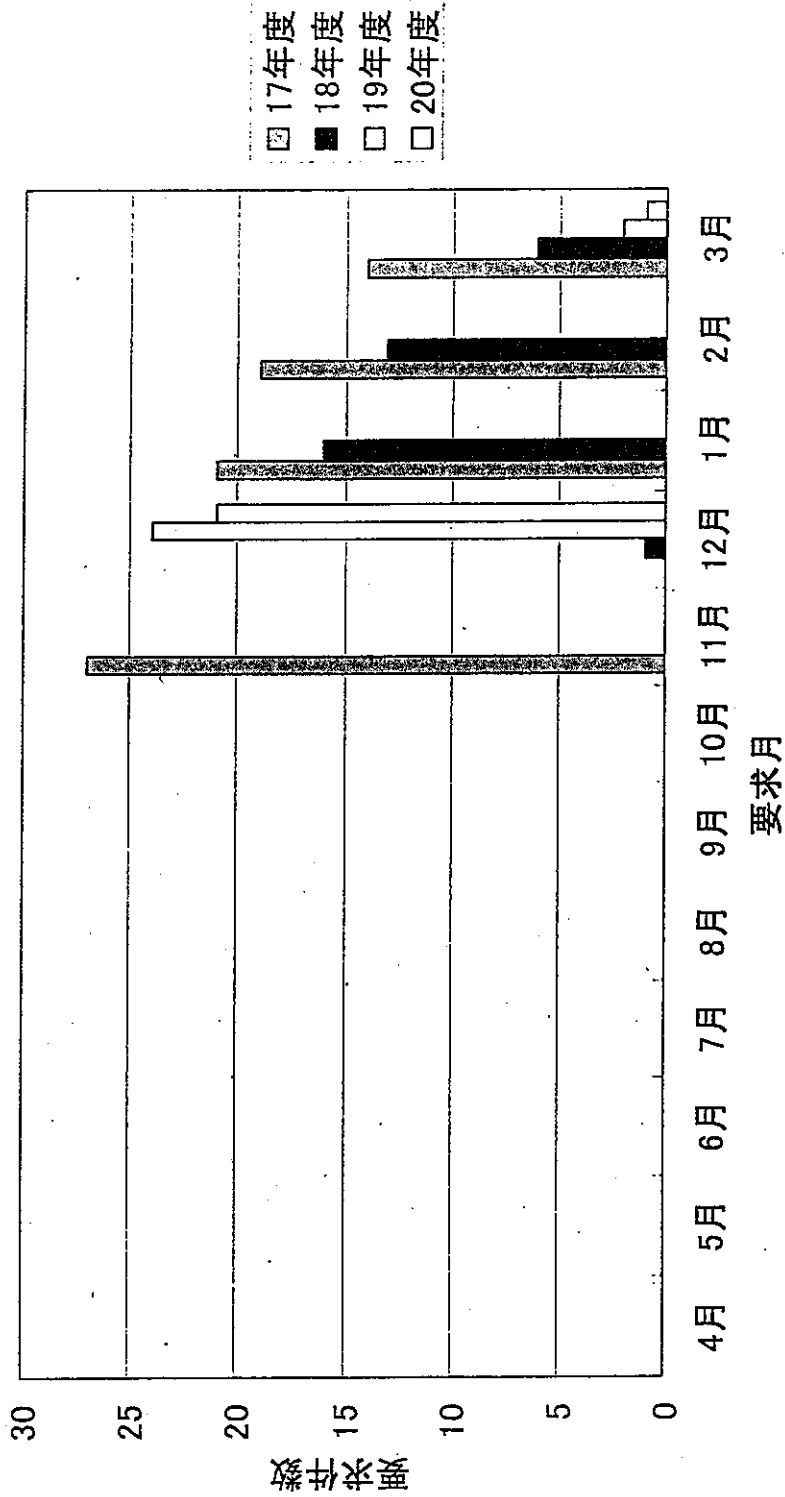
- 注:1 第1項及び第2項の記入要領は、次のとおり。
- (1) 年度計画額は、関連基本計画に記載されている額を記入する。
  - (2) 示達額額は、当月末までに示達を受けた額を記入する(累計額)。
  - (3) 関連要求金額額は、当月末までに関連要求を受理した額を記入する(変更金額を含む。)(累計額)。
  - (4) 契約処理済み要求金額額は、当月末までに契約を締結した額を記入する(変更金額を含む。)(累計額)。
  - (5) 契約要求額額は、当月末までに契約を締結していない関連要求額を記入する(累計額)。
  - (6) 未契約要求額額は、当月末までに契約を締結していない関連要求額を記入する(累計額)。
  - (7) 件数額は、当月末までに契約を締結した件数(原契約)を記入する(累計件数)。
- 2 第3項の記入要領は、次のとおり。
- (1) 概算契約額額は、前年度までに契約された概算契約(国債)のうち今年度中に精算行為をする額を記入する。
  - (2) 未精算額額は、当月末までに前年度までに概算契約を締結したうち、未精算の額を記入する。
  - (3) 件数額は、当月末までの未精算の件数を記入する。

調達要求件数の推移(歳出)



年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17年度		2					3			10	20	11
18年度		1			4	7		14	1	10		1
19年度				2	6	7	22	6	2			7
20年度	1					5	5	13	11			

調達要求件数の推移(国債)



発注年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17年度								27		21	19	14
18年度									1	16	13	6
19年度									24			2
20年度									21			1

# AB表(イメージ)

当初、調達要求目標額  
80億円ベース

例えば  
3年平均

「計画外予算」の見積額

区分	契約実績額				過去平均	基準額	「計画外予算」の見積額					
	14'実績	15'実績	16'実績	17'実績			18'(60億円)	18'(70億円)	18'(80億円)	18'(90億円)	18'(100億円)	
OA会社基準額	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
その他会社基準額	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
A社基準額	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
B社基準額	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
C社基準額	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
基準額合計	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****

区分	会社名	14'実績	15'実績	16'実績	17'実績	過去平均	基準額	18'(60億円)	18'(70億円)	18'(80億円)	18'(90億円)	18'(100億円)
A A001	〇〇〇	0	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
A A002	(有)〇〇〇	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
A A003	〇〇〇〇(株)	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****

A A025	(株)〇〇〇	0	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
A A026	(株)〇〇〇〇	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
A A028	(株)〇〇〇〇	0	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
A A029	〇〇〇〇(株)	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
A社合計		****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****

B B001	(株)〇〇〇〇	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
B B020	旭光(有)	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
B B021	〇〇〇〇(株)	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
B B022	(有)〇〇〇〇	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
B B023	〇〇〇〇(株)	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
B B026	(有)〇〇〇〇	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
B社合計		****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
AB社合計		****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****

C C001	〇〇〇〇(株)	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
C C002	〇〇〇〇(株)	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
C C003	その他の会社	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
C社合計		****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****

OA関連会社合計		****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
その他会社合計		****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
A社計画額		****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
B社計画額		****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
C社計画額		****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****
合計		****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****

(単位：千円)

## 下表については、平成18年度の精緻化以降作成

班	AB区分	会社名	要望品目	17'契約実績	部隊要望額	18'(60億円)	18'(70億円)	18'(80億円)	18'(90億円)	18'(100億円)
E	A003	〇〇〇〇(株)	什器	****	****	****	****	****	****	****
	A006	(株)〇〇〇〇	什器	****	****	****	****	****	****	****
	A007	(株)〇〇〇〇	什器	****	****	****	****	****	****	****
	A010	(株)〇〇〇〇	什器	****	****	****	****	****	****	****
	A011	(株)〇〇〇〇	什器	****	****	0	****	****	****	****
	A012	(株)〇〇〇〇	事務用品	****	****	****	****	****	****	****
	A013	〇〇〇〇(株)	器材類	0	****	0	****	****	****	****
			事務用品	****	0	0	0	0	0	0
			草刈機	****	****	0	****	****	****	****
	A016	〇〇〇〇(株)	器材類	0	****	****	****	****	****	****
A017	(有)〇〇〇〇〇	事務用品	****	****	****	****	****	****	****	
		事務用品	****	0	0	0	0	0	0	
Q	A001	〇〇〇〇(株)	コピー	****	****	****	****	****	****	****
			コピーキット	****	****	****	****	****	****	****
			トナー	****	****	****	****	****	****	****
	A002	(有)〇〇〇〇	プリンター	****	****	****	****	****	****	
A003	〇〇〇〇(株)	コピー	0	****	0	0	0	0	0	
		コピーキット	****	****	0	0	0	****	****	
		プリンター	****	0	0	0	0	0		
		事務用品	****	****	****	****	****	****	****	
		複合機	****	****	****	****	****	****	****	
		プリンター	****	****	****	****	****	****	****	
		事務用品	****	****	****	****	****	****	****	

(単位：千円)

# 17年度以降の実際の業務の流れ(部隊要望から契約)概念図

## 1 部隊要望・第1次審査

オフィス家具等のメーカー等

営業活動

要望

部隊

第1補給処(本処)

資材計画課

○ 契約実績等を基に品目別・事業者別の目標額を設定(調達要求目標額表の作成)

- ① 部隊要望の取りまとめ
- ② 部隊要望をオフィス家具等のメーカー別に分類

③ 事業者別に型番、構成のチェックをメーカーへ依頼

⑤ 回答

オフィス家具等のメーカー

- ④ 自社製品の型番、構成等の確認

## 2 第2次審査

第1補給処(本処)

資材計画課

- ⑥ 事業者別の目標額と事業者別部隊要望額の比較
- ⑦ 必要があれば、置き換え(別紙1参照)
- ⑧ 目標額に沿う品目表を作成

⑨ 各メーカーへ同等品調べの依頼  
特定の社へ意向の表明

⑪ 回答

納入予定事業者

- ⑩ 他社の同等品調べ  
自社の品目リストが最安値になるよう同等品リストを作成

受注物件である旨  
連絡

契約代理業者

### 3 調達要求

補給本部

予算

「示達」

第1補給処(本処)

資材計画課

- ⑫ 予算額に合わせ、第2次審査終了データから、**複数品目を含む一定規模の要求となるよう品目・数量を決定**(仕様書には、**同一メーカー製品で統一**と規定)
- ⑬ 調達要求原票(**6社並べの仕様書を添付**)の作成(第2次審査依頼企業名を記載した付箋を貼付し、決裁)  
(調達要求額の積み上げ、契約実績も随時管理(18年度以降))

調達要求

第1補給処東京支処

調達管理課

調達要求書の受理  
担当課へ振り分け

### 4 入札前手続

第1補給処東京支処

第1調達課

- ⑭ 契約方式の選定、公告等の作成
- ⑮ 仕様書の確認

第3調達課

- ⑯ 値引き率等の契約実績の調査
- ⑰ 予定価格の作成

### 5 入札・落札

第1補給処東京支処

第1調達課

⑱ 入札

落札

契約代理業者

納入予定事業者

他のメーカー

納入予定事業者が落札出来るよう相互に協力

置き換え

調達要求目標額表の該当部分抜粋イメージ

業者名	基準額	部隊要望額	部隊要望額 不足額	調達要求額
あ社	700,000	800,000	100,000分の品目 置き換え	700,000
い社	650,000	900,000		650,000
う社	600,000	500,000	▲ 100,000	600,000
え社	.....	.....	.....	.....
お社	.....	.....	.....	.....
か社	.....	.....	.....	.....

契約実績等を基に会社別に基準額(調達要求目標額)を設定したところ、「う社」の部隊要望額が基準額よりも100,000少ないため、「い社」品目の部隊要望100,000を「う社」品目へ

基準額と部隊要望額を比較し、部隊要望額の不足額を確認

「う社」製品の部隊要望が不足しているため、「い社」製品の部隊要望100,000相当の品目を「う社」の製品へ  
「置き換え」

「置き換え」後の品目表、「う社製品」「い社製品からの置き換え分を含む」により、「う社」へ第2次審査(同等品調べ)を依頼

置き換え分を含め、第1補給処は第2次審査を依頼した社の製品の納入を要望

意向の表明

## 部隊等名：飛行開発実験団修理隊

1. 項目番号は、調達要求書の項目番号と同一である。
2. 規格については、以下の6社及び同等品とする。
3. 契約、納入については、すべての品目を同一メーカーで統一するものとする。
4. 搬入、組立を含み搬入場所は付紙のとおり。

項目番号	(株)イトーキ		(株)内田洋行		(株)岡村製作所		コグヨ(株)		プラス(株)		(株)ライオン事務器	
	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格
1	HTMA-059KA-TE	1-277-0220	42147Y-Z13	BWN-U1F1	615-928	375-72						
2	HTMA-069BW-TE	1-277-8060	4294ZZ-Z13	BWN-B1F4	615-108	706-81						
3	HTMA-066BA-TE	1-277-9979	4299ZZ-Z13	BWN-B16F4	615-781	706-84						
4	HTM-109RG-TE	1-277-5603	4243AC-Z13	BWN-GG59F1	615-098	374-15						
5	HTM-049HSS-TE	1-277-2004	4230MZ-Z13	BWN-S19F1	615-021	706-00						
6	HTM-109KAF-TE	5-700-2001	4203FC-Z13	BWN-PA359F1	615-708	375-55						
7	HTM-109ABS-TE	1-277-1520	4273ZD-Z13	BWN-L4A59F1	615-794	706-27						
8	HTM-109LS-TE	1-277-7010	4259ZZ-Z13	BWN-K59F1	615-032	706-20						
9	HTM-036HS-TE	1-277-9966	4230BZ-Z13	BWN-S16F1	615-798	706-55						
10	HTM-216HSS-TE	1-277-9888	4237ZZ-Z13	BWN-S86F1	615-909	706-65						
11	HTMA-086KA-TE	1-277-9944	42199Y-Z13	BWN-U16F1	615-752	375-73						
12	HTM-109RS-TE	1-277-5546	4249ZL-Z13	BWN-H359F1	615-892	706-22						
13	HAH-118HS-WE	1-274-2009	4A31ZZ-Z13	S-332F1NN	09-818	456-21						
14	CZYE-127HA-WE	5-120-2140	DSC0LF-MB51	SD-MXC127LF11N	611-078	350-67						
15	CZYE-147HA-WE	5-120-2150	DSC0LD-MB51	SD-MXC147LF11N	611-081	350-66						
16	CZXE-L147BA-WE	5-120-0100	DSA6ZD-MB51	SD-MXC147DV3WF11N	621-911	350-03						
17	CZ-046MACSN-WE	5-120-6120	DS34XJ-Z421	SD-MXC46C3F11	611-099	679-70						
18	NHC-859AN-TEB8	6-353-1252	4G57ZZ-FN16	C0-LEH5FIMG	618-837	708-00						
19	NHE-259B-WEB8	1-350-1120	4G58ZZ-MB51	C0-LRM2F1	618-101	522-02						
20	HDT-6336SL-WE	5-847-4163	4518FZ-Z13	SLK-HY18LF1	71-069	581-54						
21	HLF-4811SS-W7	1-302-5222	4572WZ-Z13	PLK-245F11	627-020	583-05						

22	HAC-4518SS-WE	1-302-4013	4691SA-Z21	CLK-Z35F1	68-810	582-01
23	HLF-9821SS-W7	1-302-5231	4571WZ-Z13	PLK-145F11	627-019	583-25
24	HDS-2846SS-WEW7	5-847-0264	9345RK-Z13	SLK-HY18LF1	71-065	582-36
25	KE-235GH-Z5T1	5-304-3310	CJ45ZR-FAR1	CR-G753F5KJB6-WN	691-290	692-98
26	セト内訳 HTMA-1810WS-A	セト内訳 5-767-0029 * 2 5-767-0029 * 2 5-767-0309 * 1 5-767-0209 * 1	セト内訳 42W9BC-H36	セト内訳 BBW-J2 * 2 BB-W25 2T * 1	セト内訳 15-243 * 2 K-008 * 1 15-360 * 1	セト内訳 514-84 * 2 514-62 * 2 514-81 * 1 514-80 * 1

## 第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る契約関係資料の分析

### 1 協力依頼業者<sup>(注)</sup>と契約業者の関係

- ・ 第1補給処のオフィス家具等に係る契約311件(17年度:107件、18年度:74件、19年度:78件、20年度:52件)のうち、協力依頼業者が確認できたものは295件(17年度:98件、18年度:72件、19年度:73件、20年度:52件)
- ・ 協力依頼業者が確認できた295件のうち、**協力依頼業者又はその代理店が契約したものは282件(96%)**  
(17年度:98件、18年度:65件、19年度:69件、20年度:50件)
- ・ なお、調達案件ごとの協力依頼業者は、すべて1者のみ

(注) 協力依頼業者とは、第1補給処が、調達要求資料作成に際して協力を依頼していた業者

### 2 サンプル分析の状況

協力依頼業者が確認できた295件のうち、100件を抽出しサンプル分析を実施(抽出率約34%)  
(17年度:28件、18年度:27件、19年度:25件、20年度:20件)

#### (1) 調達要求段階

##### ア 仕様書における同等品並べの状況

- ・ 17年度は、1者の製品番号のみを記載しているものが多数
- ・ 18年度以降は、基本的に複数業者の製品番号を業者名の50音順に列記

##### イ 仕様書における同等品の正当性

- ・ 機能面の比較では、一部カタログでは確認できないものやオーバースペックと思われる製品もあるものの、概ね同様の機能の製品が並べられている。
- ・ 価格面の比較では、一部カタログでは確認できないものがあるため総価での比較はできなかったが、品目毎に比較したところ、契約業者の製品価格(カタログ定価に値引率を乗じた額)が概ね最低額となっている。

## (2) 調達段階

### ア 入札状況

年度が経過することにより、1回目の入札で落札する割合が増加している。

1回目の入札で落札 78件(78%)

(17年度:28件中17件(61%)、18年度:27件中20件(74%)、19年度:25件中22件(88%)、  
20年度:20件中19件(95%))

2回目以降の入札で落札 18件(18%)

(17年度:28件中7件(25%)、18年度:27件中7件(26%)、19年度:25件中3件(12%)、20年度:20件中1件(5%))

商議 4件(4%) (17年度:28件中4件(14%))

### イ 業者見積の状況

- ・ 総価で比較したところ、

契約業者の見積価格が最安値のもの 78件(78%)

(17年度:24件、18年度:19件、19年度:18件、20年度:17件)

契約業者以外の見積価格が最安値のもの 15件(15%)

(17年度:4件、18年度:5件、19年度:4件、20年度:2件)

契約業者が見積未提出のもの 5件(5%)

(18年度:3件、19年度:1件、20年度:1件)

見積提出業者がいないもの及び資料押収により見積書の有無が確認できないもの 2件(2%)

(19年度:2件)

- ・ なお、見積徴取業者数が1者のものが22件あり、すべて当該業者が契約

### ウ 予定価格の算定

- ・ 計算価格算定時には、17年度は業者別実績割引率を使用、18年度以降は各社共通の標準販売割引率を使用
- ・ 年度当初には、数百品目についてインターネットを利用した市場価格調査を実施
- ・ その上で、計算価格、市場価格、実績価格、業者見積を比較し、安価なものを採用

## 省内各機関におけるオフィス家具等に係る契約状況

(単位 件数:件、金額:億円)

機関名	17年度		18年度		19年度		20年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
陸上自衛隊	1,052	8.5	1,154	12.2	992	9.6	1,266	15.6	4,464	45.9
海上自衛隊	756	6.7	810	7	909	9.7	623	5.6	3,098	29.0
第1補給処	107	19	74	16.5	78	20.1	52	20.1	311	75.7
航空自衛隊 第1補給処 以外	561	6	482	4.4	438	4.5	304	2.6	1,785	17.5
小計	668	25	556	20.9	516	24.6	356	22.7	2,096	93.2
装備施設本部 (中央調達分)	7	0.4	12	0.7	14	1.5	20	0.7	53	3.3
その他	502	5.1	380	4.8	417	6.1	423	4.3	1,722	20.3
合計	2,985	46	2,912	46	2,848	52	2,688	49	11,433	191.7

## 1 調査対象品目

航空自衛隊第1補給処調達分については、予算費目を限定することなく対象としているが、第1補給処以外の機関については、備品費、営舎用備品費、修理保管用備品費、教育訓練備品費及び雑備品費により購入したオフィス家具等の事務用品の調達(事務用机、事務用椅子、キャビネット、ロッカー、パーテーション、壁面書庫、細断処理機等)を対象として調査した。ただし、調査対象としたオフィス家具等の事務用品を調査対象外の品目と一括して契約しているものがあるため、「金額」に調査対象外の品目に係る金額が含まれている可能性がある。

2 その他とは、内部部局、防衛医科大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部(地方調達分)、防衛監察本部、各地方防衛局である。

3 金額は、四捨五入によるので合計と符合しないことがある。

省内各機関におけるオフィス家具等の調達に係る契約方式別内訳

(単位 件数:件、金額:百万円)

機関名	契約方式	17年度		18年度		19年度		20年度		合計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
陸上自衛隊	一般競争	137	436	286	784	349	724	466	1,174	1,238	3,118	
	指名競争	9	12	5	7	4	4	9	10	27	33	
	不落随契	20	71	29	104	14	18	13	36	76	229	
	少額随契等	886	335	834	329	625	218	778	336	3,123	1,218	
	小計	1,052	854	1,154	1,224	992	964	1,266	1,556	4,464	4,598	
海上自衛隊	一般競争	133	289	127	327	248	633	166	340	674	1,589	
	指名競争	41	56	40	52	38	58	17	24	136	190	
	不落随契	29	91	21	62	13	43	15	29	78	225	
	少額随契等	553	236	622	262	610	239	425	158	2,210	895	
	計	756	672	810	703	909	973	623	551	3,098	2,899	
航空自衛隊	第1補給処	一般競争	77	1,252	66	1,561	72	1,861	51	1,955	266	6,629
		指名競争	9	281	0	0	0	0	0	0	9	281
		不落随契	21	367	5	83	6	148	1	55	33	653
		少額随契等	0	0	3	2	0	0	0	0	3	2
		計	107	1,900	74	1,646	78	2,009	52	2,010	311	7,565
	第1補給処以外	一般競争	163	450	169	323	175	368	119	201	626	1,342
		指名競争	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		不落随契	0	0	1	9	0	0	0	0	1	9
		少額随契等	398	149	312	103	263	84	185	61	1,158	397
		計	561	599	482	435	438	452	304	262	1,785	1,748
	小計	一般競争	240	1,702	235	1,884	247	2,229	170	2,156	892	7,971
		指名競争	9	281	0	0	0	0	0	0	9	281
		不落随契	21	367	6	92	6	148	1	55	34	662
		少額随契等	398	149	315	105	263	84	185	61	1,161	399
		計	668	2,499	556	2,081	516	2,461	356	2,272	2,096	9,313
装備施設本部 (中央調達分)	一般競争	4	25	11	66	8	118	10	37	33	246	
	指名競争	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	不落随契	3	19	1	5	6	35	10	36	20	95	
	少額随契等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	7	44	12	71	14	153	20	73	53	341	
その他	一般競争	103	365	102	364	126	490	115	321	446	1,540	
	指名競争	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	不落随契	2	11	3	6	5	7	3	12	13	36	
	少額随契等	397	136	275	105	286	116	305	101	1,263	458	
	計	502	512	380	475	417	613	423	434	1,722	2,034	
合計	一般競争	617	2,817	761	3,425	978	4,194	927	4,028	3,283	14,464	
	指名競争	59	349	45	59	42	62	26	34	172	504	
	不落随契	75	559	60	269	44	251	42	168	221	1,247	
	少額随契等	2,234	856	2,046	801	1,784	657	1,693	656	7,757	2,970	
	計	2,985	4,581	2,912	4,554	2,848	5,164	2,688	4,886	11,433	19,185	

1 調査対象品目

航空自衛隊第1補給処調達分については、予算費目を限定することなく対象としているが、第1補給処以外の機関については、備品

費、営舎用備品費、修理保管用備品費、教育訓練備品費及び雑備品費により購入したオフィス家具等の事務用品の調達(事務用机、

事務用椅子、キャビネット、ロッカー、パーテーション、壁面書庫、細断処理機等)を対象として調査した。

ただし、調査対象としたオフィス家具等の事務用品を調査対象外の品目と一括して契約しているものがあるため、「金額」に調

査対象外の品目に係る金額が含まれている可能性がある。

省内各機関におけるオフィス家具等の調達に係る競争契約の落札率

(単位 件数:件)

機関名	契約方式	17年度		18年度		19年度		20年度		合計	
		件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率
陸上自衛隊	一般競争	137	90.70%	286	90.48%	349	89.27%	466	85.93%	1,238	88.45%
	指名競争	9	93.88%	5	95.09%	4	81.93%	9	93.86%	27	92.33%
海上自衛隊	一般競争	133	89.55%	127	84.25%	248	87.52%	166	84.32%	674	86.52%
	指名競争	41	92.62%	40	88.44%	38	93.08%	17	76.28%	136	89.48%
第1補給処	一般競争	77	99.55%	66	98.28%	72	97.77%	51	98.07%	266	98.47%
	指名競争	9	99.56%	0	0	0	0	0	0	9	99.56%
航空自衛隊	一般競争	163	93.38%	169	91.33%	175	90.13%	119	91.18%	626	91.50%
	指名競争	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
小計	一般競争	240	94.65%	235	93.02%	247	92.72%	170	91.82%	892	93.15%
	指名競争	9	99.56%	0	0	0	0	0	0	9	99.56%
装備施設本部 (中央調達分)	一般競争	4	91.02%	11	87.76%	8	99.41%	10	83.72%	33	89.76%
	指名競争	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
その他	一般競争	103	90.42%	102	90.62%	126	89.65%	115	87.98%	446	89.62%
	指名競争	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
合計	一般競争	617	91.94%	761	90.20%	978	89.83%	927	86.95%	3,283	89.50%
	指名競争	59	93.87%	45	89.18%	42	92.02%	26	82.37%	172	90.45%

- 調査対象品目  
航空自衛隊第1補給処調達分については、予算費目を限定することなく対象としているが、第1補給処以外の機関については、備品費、営舎用備品費、修理保管用備品費、教育訓練備品費及び雑備品費により購入したオフィス家具等の事務用品の調達(事務用机、事務用椅子、キャビネット、ロッカー、パーテーション、壁面書庫、細断処理機等)を対象として調査した。  
ただし、調査対象としたオフィス家具等の事務用品を調査対象外の品目と一括して契約しているものがあるため、「金額」に調査対象外の品目に係る金額が含まれている可能性がある。
- その他とは、内部部局、防衛医科大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部(地方調達分)、防衛監察本部、各地方防衛局である。
- 落札率とは、予定価格に対する落札金額の割合のことである。